

平成 2 8 年 3 月 2 8 日（月）

於・特許庁庁舎 1 6 階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会

平成 2 7 年度第 2 回審査品質管理小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 日時・場所

日時：平成28年3月28日（月） 14時00分から16時00分

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

2. 出席委員

相澤委員長、浅見委員、飯村委員、小原委員、田沼委員、竹本委員、
長澤委員、中條委員、中村委員

3. 議事次第

開 会	1
議 題	2
（1）品質管理に関する取組の実施状況について	2
（2）評価項目・評価基準に基づく評価について	5
（3）評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について	5
（4）品質目標の海外調査結果報告について	24
（5）平成27年度審査品質管理小委員会報告書（案）について	29
閉 会	41

開 会

○相澤委員長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会平成27年度第2回審査品質管理小委員会を開催いたします。

本日は御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回の小委員会は今年度最後の開催として、平成27年度の審査品質管理に関する取組状況についての質疑の後、審査品質の実施体制、実施状況に関する評価と当該評価に基づく改善提言とを併せて御審議いただきます。その後、品質目標の海外調査結果について事務局より御報告をいただき、本小委員会における報告書の原案についても御議論いただきたいと存じます。

これに先立ち、各委員には既に評価をしていただいておりますので、その結果に基づいて議論を進めたいと思います。

なお、古城委員、渡部委員が所用のため欠席となっております。

それでは、事務局から配布資料の確認等をお願いいたします。

○仁科企画調査官 相澤委員長、ありがとうございます。

事務局を担当しております総務課企画調査官の仁科でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定足数の確認をさせていただきます。本日は、議決権を有する11名の委員のうち9名の方、すなわち過半数の方に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づきまして、本日の小委員会は成立となります。

次に、資料の確認をさせていただきます。その前に既に操作をいただいておりますけれども、お手元のタブレットの件で御説明をさせていただきます。

経済産業省では、平成26年4月以降に開催する審議会及び分科会について、議題の性質上、紙の配布が必要な資料を除きまして、配布資料を電子媒体で行うこととさせていただいております。そこで、本品質管理小委員会におきましても、今回から一部の資料のペーパーレス化を実施させていただいております。お手元の配布資料「資料配布方法の変更につきまして」という1枚紙に記載しておりますとおり、資料5から8、参考資料1及び席上配布資料4につきましては紙で配布をさせていただきまして、その他の資料につきましては、お手元のタブレットの方に格納させていただいております。

使用方法につきましては、カラーで印刷しました説明書を御用意させていただいており

ます。また、途中で表示がおかしくなるようなことがありましたら、挙手をいただければ事務局の方から機械の交換等をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議では、座席表、議事次第、配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1から8と参考資料を用いて説明をさせていただく予定でございます。

さらに、委員の皆様の方には席上配布資料の1から4も配付させていただいております。

続きまして、本小委員会の公開でございますが、従来どおり一般の方々の傍聴を認めることとしまして、特段の事情がある場合を除き、議事録と配布資料を特許庁ホームページの方で公開をさせていただきたいと思っております。また、議事録に関しましては、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は委員の皆様から御発言いただく機会があるかと思いますが、御発言される際には、お手元でございますマイクのスイッチ、緑色のスイッチがございますが、スイッチを押していただきますと、今私のマイクでございますようにオレンジ色のランプがつくようになっております。このオレンジ色のランプがついたことを確認していただきまして、御発言いただければと思います。また、御発言が終わりましたら再度緑色のボタンを押していただければと思います。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

議 題

(1) 品質管理に関する取組の実施状況について

○相澤委員長 それでは、議題に入らせていただきます。

最初の議題は、品質管理に関する取組の実施状況です。まず、資料について事務局から説明をお願いします。

○仁科企画調査官 委員の皆様には既に資料に基づきまして評価をしていただいておりますので、簡単な御紹介だけとさせていただきます。

まず、資料1につきましては、お手元のタブレットに格納させていただいておりますが、前回の中間評価では、少し記載の内容が不十分ではないかという御指摘を頂きました。具

体的には、取組の内容だけを記載するのではなくて、特許庁として捉えている取組の効果についても分かるような資料にすべきだという御指示を頂きましたので、資料1では、枠囲みの記載の中に取組の内容を記載させていただきまして、その枠の下の方に効果を記載するように改めております。

なお、品質管理体制の整備といった、取組の結果がまだ審査の質の向上に結びついていないものもございますので、そういったものの効果につきましては、見込みで記載させていただいているものもございます。あらかじめ御了承くださいますようお願いをいたします。

また、評価に用いていただきました資料2から4につきましては、皆様に中間評価をしていただいた際から、主に実績値につきましてアップデートをさせていただいています。

○相澤委員長 各委員には、事務局から説明がありました資料に基づいてあらかじめ評価を頂いています。評価を通じまして、品質管理に関する取組の実施状況について、ご質問はありませんか。なお、発言の際には挙手していただければ、こちらから御指名をさせていただきます。よろしくお願いします。

小原委員、どうぞ。

○小原委員 小原と申します。

商標、意匠、特許のそれぞれについて、審査部門と審判部門との間でどのような情報共有の機会があるのか教えていただきたいと思います。

○相澤委員長 岩崎さん、お願いします。

○岩崎調整課長 まず、特許の方から御報告させていただきたいと思います。

各審査長単位におきましては、審判合議体の独立性であるとか中立性に配慮しながら、審査長単位の管理職と対応する審判部門の管理職との間で定期的に意見交換会を実施しております。それ以外にも審判長による、判決であるとか審決等を審査官に直接報告する会合というのを年1回以上開催して、最新の判決であるとか審決動向について意見を共有するようにしています。

品質管理室の方でありますけれども、審判請求情報であるとか審決情報を含む審判関連のデータであるとか、拒絶査定、不服審判で引用された文献の統計データも含めまして、審査長単位には提供しているということであります。さらに、昨年10月からは特許異議申立に関するデータも開始しているということでもあります。

それを受けました審査官側でありますけれども、審判部の方からそのような審理結果連

絡票のようなものを受領した場合には分析を行うとともに、必要に応じて適切な対応策の検討であるとか、審判部との意見交換も行っているということでございます。

以上です。

○相澤委員長 山田さん、どうぞ。

○山田意匠課長 意匠の方からお答えいたします。

意匠も特許と同じような体制でございまして、審判の管理職の方々と、それから、審査部門におけます審査長以上の方々との意見交換会というのは定期的を開催してございます。そのほかにも審理結果連絡票のようなもので、こうした方がいいんじゃないかというアドバイスに関するようなところの内容の意見というか、その連絡調整ということはさせていただいております。そのほかについても効果があるごとにそうした連絡調整をとっておりますので、ほぼ特許と同じような体制をとってございます。

○相澤委員長 青木さん、どうぞ。

○青木商標課長 商標につきましては、今年度、四半期に一度、計4回、審査部門と審判部門との意見交換会を実施しました。具体的には拒絶査定不服審判で、審査部の判断が審判において覆った案件を対象として、条文毎にテーマを設定し、例えば識別力について1回、4条1項11号の類否の判断について2回ほど等、計画的に意見交換を実施し、その結果について、どういった点がポイントであったかというのをまとめる取組を行いました。

○相澤委員長 ありがとうございます。嶋野さん、よろしいですか。

○嶋野審判部長 今、お話があったとおりでありまして、私どもも審査と審判が独立というのは当然のこととして、可能な範囲で審査の品質に関する部分で気づきの点を抽出し、意見交換するというようなことをしております。

○相澤委員長 ありがとうございます。小原委員、よろしいですか。

○小原委員 ありがとうございます。

○相澤委員長 いかがですか。中條委員、どうぞ。

○中條委員 中條です。

資料1に関してですが、活動と効果を分けて記述をしていただいたのは、非常に分かりやすくなったと思います。これについては大変感謝を申し上げます。

ただ、1点コメントなのですが、効果と書いてある中を見ていくと、一般の意味で効果と言われるものとそうでないものが混じっています。我々が効果というときには、基本的には結果を考えています。いろんなことをやっても結果がよくならないと、効果があっ

たとは言いません。そういう意味では、効果の欄には結果がどうだったのかということを中心に書いていただければと思います。

それから、従来と同じことを行って結果も従来のままだというのは、効果とは言えないと思います。そういう意味では、従来と異なる活動を行ってこういうふうに変わった、特によくなったというところに焦点を絞って書いていただくと、もっと分かりやすくなると思います。

補足的に何か書きたいこともあると思いますので、備考という欄を作って、補足と効果を分けて書くことも検討いただければと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○仁科企画調査官 中條委員、御指摘ありがとうございます。

資料1につきましては、前回の中間評価の際に御指摘に基づきまして、先ほど御説明させていただきましたとおり、枠の外に効果の記載を書かせていただくようにさせていただいております。ただ、今御指摘いただいたとおり、必ずしも効果と言えないものを掲載しているのも事実でございます。例えば品質管理体制の整備と取組の結果が、まだ審査の質の向上に結びついていないものもございますので、そういったものにつきましては、現在のところ、見込みですとか、あるいは、とりあえず体制が整いましたという形で報告をさせていただきます。

御指摘いただいた事項はごもっともでございますので、今後の施策の効果につきましては、どこが変わったかということにつきまして、できるだけ客観的に検証を行いまして、報告させていただくようにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

ほかに、御質問ありますか。

それでは、各委員から頂きました御質問に対する事務局の回答も参酌いただきまして実施体制、実施状況に対する評価及び改善提言について御意見を頂きたいと思います。

(2) 評価項目・評価基準に基づく評価について

(3) 評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について

○相澤委員長 それでは、議題の二つ目、三つ目、評価項目・評価基準に基づく評価及び

評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について、まとめて御議論いただきたいと思います。資料について事務局から説明をお願いします。

○仁科企画調査官 それでは、委員の皆様から事前に頂いております御回答に基づきまして、事務局の方でまとめさせていただきました資料5と6につきまして、説明をさせていただきます。

資料5、6につきましては、お手元のタブレットではなくて紙で御用意させていただいておりますので、そちらを御覧いただきますようお願いいたします。また、本日御欠席の古城委員と渡部委員からも評価と改善提言を頂いております。

まず、資料5の説明でございます。

評価の取りまとめ方法でございますが、各委員から提示していただきました評価の結果、「極めて良好」ですとか「良好」という評価を頂いておりますけれども、昨年の委員会で決定していただきましたとおり、その各評価の中央値、メジアンをもって委員会の評価とさせていただくことにさせていただいております。また、委員会の評価と異なる評価をされている委員がいらっしゃる場合には、その旨を参考資料1に付けてございます評価基準との関係において併記するような形にさせていただいております。また、委員の皆様から個別に頂きました評価につきましては、席上配布資料4の方にまとめてございますので、そちらの方を御覧いただければと思います。

それでは、資料5の方を御覧いただけますでしょうか。

まず、資料5の第1ページでございます。

上段の方には、評価基準の段階ですとか、あるいは一部の評価項目につきまして若干説明をさせていただいております。中段から下の方に特許の評価項目①から評価の取りまとめをさせていただいております。この記載でございますけれども、昨年の報告書の記載にならしまして、先ほど御説明させていただいたとおり、まず、中央値をとりました委員会としての評価を取りまとめさせていただいた後に、ただし書でその中央値と異なる評価をされている委員の評価を、評価基準との関係で記載するという形にさせていただいております。

まず、特許の評価項目①でございますが、こちらは委員の皆様の中値をとらせていただきました結果、「極めて良好」というふうに評価を頂いているところでございます。

ただ、一部の委員の方からは「良好」という評価を頂いております、その内容を確認しましたところ、文書の見直しの状況の観点から、まだその文書が適切に管理されている

とまでは言えないのではないかと御指摘を頂いておりました。

参考資料1の評価項目①につきましての評価基準を御覧いただきますと、「極めて良好」と「良好」との評価の違いが、文書の管理が適切になされているかどうかというところの観点の違いというところになっておりますので、「良好」というふうに評価していた委員は、この文書管理が適切でない、まだ十分ではないというように評価されているということでございます。

次に、評価項目②でございますが、こちらは中央値をとりますと、「極めて良好」というふうに評価を頂いております。

ただ、文書の規定の内容が、審査の質の維持・向上をする上で十分ではないという御意見も頂いておまして、「良好」というように評価を頂いている委員もいらっしゃいます。

以下、取りまとめの結果を報告させていただきたいと思います。

2ページ目に移りまして、評価項目の③でございますが、中央値をとりました結果、「極めて良好」という評価になっております。評価項目④につきましては「概ね達成」、評価項目⑤につきましては、「良好」という形で評価を頂いております。評価項目⑥につきましては「極めて良好」です。

評価項目⑦につきましては、「良好」という評価を頂いております。こちらにつきましては、委員の皆様全員一致の意見でございますので、ただし書はございません。

評価項目⑧は「良好」、評価項目⑨も「良好」というように評価を頂いております。評価項目⑩につきましては「良好」、評価項目⑪につきましては、「極めて良好」という評価を頂いているところでございます。

次に、資料5の5ページ目に移りまして、こちらから意匠につきましての評価の取りまとめを記載してございます。取りまとめの方法につきましては、特許と同様でございます。

評価項目①、こちらにつきましては「極めて良好」という評価を、評価項目②につきましても「極めて良好」という評価を頂いております。評価項目③につきましても「極めて良好」、評価項目④につきましては、「概ね良好」という評価を頂いております。

次に、評価項目⑤につきましては「良好」、評価項目⑥につきましても「良好」、評価項目⑦につきましても「良好」、⑧につきましても「良好」、⑨につきましても「良好」、⑩につきましても「良好」、⑪につきましては、「極めて良好」という評価を頂いております。

8ページ目以降、商標につきまして取りまとめをさせていただいております。こちら先ほどの特許と意匠と同様でございます。

評価項目①につきましては「極めて良好」、②は「極めて良好」、③も「極めて良好」、④は「概ね達成」、⑤は「良好」、⑥も「良好」、⑦は「良好」、⑧は「良好」、⑨も「良好」、⑩も「良好」、評価項目⑪につきましては、「極めて良好」という評価を頂いているところでございます。

次に、資料6の説明でございます。資料6につきましては、各委員から頂きました提言の内容を、評価項目ごとに事務局の方で整理をさせていただいております。

資料6を御覧ください。

資料6の第1ページ目、特許の中で（１）としまして評価項目③に対して委員から頂きました御提言を記載してございます。各御提言につきましては、括弧書きで御提言を頂きました委員のお名前を記載させていただいております。

まず、この（１）でございますけれども、品質管理の基本原則についての制度ユーザーへの公表ですとか職員への周知ということにつきまして評価を頂く項目でございます。こちらにつきましては、職員全員に対しまして、品質管理に関する知識、能力を計画的に高めていくことが重要であり、職位・担当業務ごとにしっかりとした教育、研修を行うことを明確にすることが好ましいというように提言をいただいております。

（２）の評価項目④、これは審査の実施体制に関するものでございますが、こちらにつきましては、審査官数の確保ですとか育成という観点で御提言を頂いております。また、国際的に遜色のない体制を確立することが好ましいという御提言も頂いております。

⑤の品質管理体制に関するものにつきましては、外国庁を参考に品質管理体制を一層改善、強化することが好ましいという御提言を頂いております。

⑥の品質向上のための取組に関するものにつきましては、i 欄に記載のように、協議の継続的な実施を求めるもの、あるいは形式的瑕疵（かし）の発生を低減するための支援ツールの継続的改善と提供を進めることが望ましいという提言を頂いております。

また、ii 欄でまとめてございますが、サーチに関する事項につきましても御提言を頂いております。採用する手段ですとか内容は異なりますものの、先行技術調査のさらなる充実を求める御意見を頂いているところでございます。

2 ページ目に移りまして、iii 欄でございますが、審判官との情報共有をもっとしっかりすべきだという御提言を頂いております。

（５）は評価項目⑦に関するものでございます。こちらは品質の検証のための取組に関するものとして御提言をいただいております。こちら的手段ですとか内容につきましては、

いろいろ御提言いただいているところでございますが、品質監査ですとか、あるいはユーザーニーズの把握につきまして、より充実すべきだという趣旨の御提言を頂いております。

(6) のところ、これは評価項目⑧、⑨、⑩に関連するものとしてまとめさせていただいております。

こちらにも具体的な改善の手段につきまして、いろいろ頂いているところでございますが、品質管理の目的と効果との関係をしっかり把握した上で評価あるいは改善を行うことが必要だという趣旨で、皆様の方から御提言を頂いているというように考えております。

3 ページ目に移りまして、(7) の評価項目⑪でございます。

こちらは審査の質の向上に関する取組の情報発信に関するものでございますけれども、こちらにつきましては、情報発信の効果を検証した上で、しっかりその改善を図ることが好ましいという提言を頂いております。

また、個々の評価項目にきっちり当てはまるものではございませんが、その他の御提言として二つ頂いております。まず、一つ目が品質の改善を行っていくに当たっては、常に問題意識を持った上で行い、定期的に評価項目の点検を行うこと、さらには、その過程を外部に開示することが好ましいという御提言です。また、二つ目は評価基準自体の明確化ということかと思われませんが、評価基準⑧に記載された「総合的な視点」について、これを体系的に定義することが好ましいという御提言です。

次に、意匠でございます。特許と共通するところにつきましては省略をさせていただきまして、意匠に特化したところについて御説明をさせていただきます。

(3) の評価項目⑤、品質管理体制に関するところでございますが、意匠に関しましては、品質関連施策の企画・立案を行うための部署の整備をすることが望ましいという御提言ですとか、あるいは品質管理官の専任化が望ましいという御提言を頂いているところでございます。

次に、(5) の評価項目⑦でございますが、こちらは先般、審査基準を改訂させていただきました画像デザインの保護に関する審査ですとか、あるいは国際意匠登録出願に対する審査につきまして、より充実を図るための品質管理体制の整備を行うべきだという趣旨の御提言を頂いております。

次に、5 ページ目に移りまして、(7) でございます。

評価項目⑪は審査の質の向上に関する取組の情報発信に関するものでございますが、意匠につきましては、海外発信ですとか海外における動向の情報収集につきまして、委員の

皆様から更に期待が寄せられているという状況でございます。

次に、6 ページ目に移りまして、商標に関する改善提言でございます。こちらの特許、意匠で触れられていない事項につきましてピックアップをさせていただきます。

まず、(2) の評価項目④でございます。審査の実施体制に関するものでございますけれども、商標につきましては、新しいタイプの商標が導入されたところでございまして、その審査が適切に行われるための体制を整備することが望ましいという御提言を頂いているところでございます。ほかは特許と意匠と共通するものというように考えております。

私からの説明は以上でございます。

なお、資料6につきましては、各委員からの御提言を、それぞれ挙げさせていただくという形でまとめさせていただいております。委員会としての提言のまとめにつきましては、次の議題でございます議題5の中で報告書案の確認がございますので、そちらの中で御確認をいただきたいと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。それでは、各委員から評価の結果及び改善提言について御説明をいただければと思います。御質問、御意見等がございましたら、併せてお願いします。

浅見委員から、お願いできますか。

○浅見委員 どういう観点から評価をしていくべきかという点で2点ほど申し上げます。

一つ目がユーザーから見た評価です。特に特許については、かなり前からユーザーアンケートをとっていて、アンケートによる評価がユーザーの満足度を表していると思っております。そこで、まずアンケートについて経年変化が見られるように、基本的な項目を変えずに、さらに必要な点についてはそれを詳細にしていいただければということです。

ユーザーアンケートを見ますと、常に挙がるのが審査のばらつきが大きいということです。これは多分、特許、意匠、商標に全てにあると思うのですが、特許ですと、サーチのばらつきなのか、進歩性の判断なのか、あるいは記載要件の判断なのかといったような何のばらつきが問題なのかというようなことを明らかにできるように、詳細な項目も含めたアンケートを作っていただいて、より具体的な改善ができるようにしていいただければと思います。

そのときに、去年から御報告いただいておりますが、複数の審査官で協議を行うとか、審査をしたものについて発送前に監査をするということも取り組んでいただいておりますが、どういう点が問題なのかということが明らかになれば、よりそこにフォーカスした形で協

議や監査を充実できるのではないかと思います。そういったことを改善するためのアンケートの手法も検討していただければということが一つでございます。

それから、もう一点ですが、先ほど小原委員から御質問がありましたが、評価をしていく上では、いろいろな観点から多面的に見ていくことが必要だと思います。その中で、審判部による判断は非常に重要な観点ではないかと思いますが、その点が取組などにあまり書かれていないように思います。御説明を伺うと、実際には審判部との意見交換ですとか、審理の結果のフィードバックですとか、そういったことは実際はかなりなされているので、そういう点も委員会のまとめの中に入れていただくと、ユーザーの納得感が得られるのではないかと思います。

一つは拒絶査定不服審判、もう一つは異議申立です。異議申立が始まって、月に100件を超えるぐらいなされていることがホームページに掲載されています。これは審査官が判断した案件を3人の審判の合議体で検討しているので、審査官の判断やサーチを見直していると言えます。異議申立ですと、先行技術調査でなぜ漏れてしまったのかということもわかりますので、個別の案件に対してだけではなく、全体のサーチシステムに生かすとか、そういった観点から有効に使っていただいて、今後更に先行技術調査の充実を図っていただければと思います。

そういう観点から、審判や異議申立の結果を使った評価ということも報告書に盛り込んでいただければと思います。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。仁科さん、どうぞ。

○仁科企画調査官 浅見委員、御指摘ありがとうございます。

2点御指摘いただいたというふうに思っております。ユーザー評価に関する事項と、多角的な判断を行う上で審判部の判断というものを尊重するような仕組みを入れたらどうかという趣旨だったかと思います。

まず、最初のユーザー評価の結果につきまして、これは私ども非常に重視して、毎年できるだけその経年変化をとれるようにということに注意しましてデータをとっているところでございます。ただ一方で、いろいろ我々の施策も変わっておりますし、また、ユーザーの方のニーズも変わっておりますので、そういった状況に応じまして、よりの確な評価を得られるようにこれまでも毎年アンケート調査の内容の見直しを行っているところでございます。こういった取組につきましては、引き続き継続をしていきたいというふうに考

えております。

2 番目の審判部との意見交換につきましては、今日も御説明させていただいた事項がまだ十分に委員会のまとめに反映されていないのではないかという御指摘いただきましたので、少し検討させていただきたいというふうに思っております。ただ、今御指摘いただきました異議の結果の活用でございますけれども、まだ審判部の方での審理が本格化していない状況でございます、こちらは来年度以降の品質管理の上での課題と考えております。御理解いただければと思います。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

飯村委員、どうぞ。

○飯村委員 私自身は個々の事例について具体的に確認しているわけではないので、ある程度抽象的なお話になろうかと思います。

基本的に前回と多少評価の表現ぶりを変えました。今回、「良好」との評価をスタンダードであるとの意味で書いたもので、それより上位の評価が少なくなり、前回と比較すると評価が下がったような印象を与えたかと思えます。しかし、評価を下げた趣旨ではなく、表現上の問題と御理解いただければと思います。

繰り返しになりますが、私は個別の事案について個別具体的に確認して判断したわけではないので、抽象的なお話をします。品質の評価検討につきましては、事後に実施される意見交換、情報交換、結果分析において、平均的な事例がどのような傾向にあるかという分析よりは、極端な判断がされた事例をピックアップして、そのような極端な判断や事例が、どのような状況、原因で出されたのかという事後的分析も有効な方法ではないかと思っております。

組織の中で、そのような極端に振れた事例を選定して、検討の対象にすることがふさわしいかどうかということもあろうかと思いますけれども、全体的な観点から評価するというよりも、問題があるようなものに関して、そのような事例は、容易にセレクトできると思えますけれども、そういうものについて個別的具体的に、深く検討することも一つの方法ではないかという印象を持っております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。仁科さん、どうぞ。

○仁科企画調査官 飯村委員、御指摘ありがとうございます。

意見交換等の結果あるいはその中で極端な事例があった場合の扱いということでございますけれども、それぞれ特許、意匠、商標の方では品質監査ですとか、あるいは決裁を行う中で先生の言葉をおかりしますと、「極端に振れた」ものがあった場合、そういった事例を収集いたしまして、問題があるものにつきましては、審査部の方で共有するということをやらせていただいております。

また、小原委員の御提言に基づきまして導入させていただきました外部から御意見いただく仕組み、これは特許庁のホームページにもございますけれども、そういった中で寄せられた御意見のうち、分析しました結果、問題がある事例につきましては、事例を一般化しまして、審査官の方に周知をするという取組を行っております。このように、問題のある事案につきましては、審査官の間で共有しつつ品質改善に取り組んでいるという状況でございます。こういった取組を今後も続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

小原委員、どうぞ。

○小原委員 私は、サーチの精度、審査における判断のばらつき、ユーザーの満足度、海外発信が非常に重要であると思っています。

最初に、例えば判断のばらつきを低減させるために今後も協議対象とする案件の検討と協議の継続的な実施をお願いいたします。また、先ほど質問させていただきましたように、審判官の合議体の独立性を前提としつつ、審判部と審査部の情報の共有を積極的に行っていただけることをお願いします。特に改正後の審査基準はスリム化され、審査基準とは別に審査基準にリンクされた判例集が設けられ、審査を行うに当たって参照すべき判例が挙げられています。この判例というのは、審査を行うに当たっての一つの指標となりますので、審査官にその判例の理解についてのばらつきがあると、それは審査の判断のばらつきにもつながると思います。そういう意味で、審査部と審判部との情報の共有により、上級審及び裁判所の考えを知るということは以前にも増して重要になっているのではないかと考えています。

次に、先ほど浅見委員が意見されておりましたが、ユーザーの満足度については、今までのユーザー調査アンケートを継続しつつ、これに加えて、特許庁の方々がユーザーとの意見交換会で知り得た課題をユーザー調査アンケートに反映させてはいかがかと思います。意見交換会では、多分野のユーザーから課題や要望が提示されていると思います。その課

題はあるユーザーに偏った課題なのか、ユーザー全般に共通した課題なのかをアンケート調査で対象ユーザーに問い合わせてみる。それにより、品質管理に関する課題や方向性の認識のずれがないか、今のアンケート調査の質問に加えて、新たな質問が見い出せないかと思っています。

サーチに関しては、外国文献、特許文献に関するサーチのためのノウハウのさらなる蓄積、共有をお願いしたいと思います。また、中長期的に見ますと、A Iの技術を用いた特許文献のサーチが今後のサーチの精度向上につながっていくと思います。私ごとですけれども、ソフトウェアの先端技術を扱っておりまして、ビッグデータから確からしい情報を抽出しまして、その抽出した情報が正解なのかどうかを学習し、その学習効果を高めていくA Iの技術というのは、もちろん特許文献のサーチの向上に大きく貢献すると思っています。アメリカ等が強いと思いますけれども、他庁、それから、W I P O等と、まず情報を共有して、今後どのようなサーチを行っていくのかということを目、早目に取り組んでいくことが必要であると考えています。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。仁科さん、どうぞ。

○仁科企画調査官 小原委員、御指摘ありがとうございます。

協議の継続ですとか、あるいは審判との情報交換ということにつきましては、これは引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、意見交換で頂いた御指摘の件については、意見交換をした先ですとか、あるいはユーザー評価でアンケートを伺った先によって、属性別の何か傾向があるのではないかと御指摘を頂いたものと理解しました。これにつきましては、私どもも一昨年からそういった問題意識を持ちまして、昨年度のユーザー評価調査からはユーザーの属性別にどういった意見の傾向の違いがあるかというところを分析しております。例えば記載要件に関する御意見ですとか単一性に関する御意見にどういった違いがあるかということを見ておりまして、それはそれぞれの業界の属性に応じた傾向があるんだなというところは把握しているところでございます。そういった業界の傾向に合わせまして、技術単位ごとの取組を行っていくのではないかと考えております。

その次のサーチにおけるA I技術の活用等でございますが、最近では囲碁の大会で名人がA Iに負けてしまうというような事象が起きておりますけれども、こういった技術の活用の可能性につきましても、検討していきたいと思っております。ただ、審査そのもので

すとかサーチそのものがA Iに置きかわるとは考えておりませんで、そういったものの補助をするようなものとして、どういった活用ができるかということにつきまして検討していきたいと思っておりますし、また、委員から御指摘いただきましたように、外国庁で仮にそういう動きがあるのであれば、そういった情報も収集しながら、審査の質の向上のためにどういった活用の形態があるかというところを見ていきたいと思っております。

○相澤委員長　ありがとうございました。よろしいですか。

竹本委員、どうぞ。

○竹本委員　2年にわたってこの委員をさせていただいていました。今回の取りまとめでかなり多岐にわたった御整理をいただいて非常に有り難いと感謝しております。

先ほど御紹介ありました総合的な視点を御指摘させていただいております。評価項目が11項目ございますが、①から⑤までが体制、⑥から⑩までが実質的なところ、特に⑨、⑩はその中での分析でございます。⑪が外部発信です。審査の質の向上ということでは、評価項目⑧ですね。審査の質の分析が具体的にどのような指標によってなされ、その結果どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する指標です。特許、意匠、商標につきましては、それぞれ「良好」としており、今後これを「極めて良好」にするためには、「総合的な視点」での課題抽出を目指す必要があります。それぞれ特許、意匠、商標の評価項目⑧を見ますと、分析の視点が特許だとAからKまで、意匠だとAからH、商標が一番多くてAからMと、それぞれ科目がばらばらでございます。

中を見てみると、要するに品質管理、審査体制、あと決裁、品質監査を通じた分析といったような内側からの分析項目と、ユーザー評価調査を通じた分析、ユーザーとの意見交換、のように外側からの分析があります。これらは分類できますね。また、特許、意匠、商標それぞれのタイトルにばらつきがあり、項目として整っていない印象です。

例えば特許だと、ばらつきのない判断が部分監査としてHに現れていますね。商標だと、「審判決との判断相違の要因分析」という視点や、「事例の共有及び個別案件の要因分析」という視点も入っています。そのように、分析項目と課題項目としては、すごくいい項目がそれぞれに挙がっているように感じます。課題を体系化されて、例えば内からの分析、外からの分析、内における課題、外における課題、その他、というように、「総合的な視点」とはどういうものなのかが整理されると、「良好」「極めて良好」といった判断が客観的にできるようになり、どこが今年は重点的に押さえないといけない課題分野

かが鮮明になってくると思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。仁科さん、どうぞ。

○仁科企画調査官 竹本委員、御指摘ありがとうございます。

この評価項目⑧にございます総合評価の位置づけでございますけれども、これは中間評価の際にも御確認させていただきましたとおり、個々の取組についての課題を抽出するだけではなくて、幾つか行っている取組を複数、横断的に眺めて、それらの中から本来何をすべきかという課題を抽出すべきだということで、評価基準として策定していただいたものというように理解をしております。

ただいまの御指摘は、特許、意匠、商標がそれぞれ作成しております資料2から4の中で、評価項目⑧についての説明、特に課題抽出について説明している欄の記載が、本来であれば特許、意匠、商標で共通するところがあるにもかかわらず、そこに統一感がないのではないかという御指摘であったというように理解をしております。この点につきましては、今回はこういった形でまとめさせていただいておりますが、来年度以降の委員の皆様のお説明の際には、内からの課題、外からの課題、その他の課題、という3つに類型化できるのではないかという御指摘でございましたので、横並びがきちんととれるような形で報告をさせていただきたいというふうに思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

田沼委員、どうぞ。

○田沼委員 私からは、ユーザーの立場からして二つの取組を継続的にお願いしたいと思っております。

一つは海外庁との情報交換です。もう一つは、ユーザー評価、それから、ユーザーとの意見交換を引き続き改善しながら継続して取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

中間評価以降、意匠においては五庁会合で情報を発信していただいたり、また、情報収集していただいたり、さらに、商標ではユーザー調査や意見交換をこれまでより大幅に増強していただいたということで大変有り難い取組だと思っております。企業の事業のグローバル展開は予想以上に早いスピードで進んでいて、また、変化も早く起こっています。こんな中で海外庁とのコミュニケーションですとか、事業がどの国で多く展開されているのか、どの国の調査、サーチ範囲をどこまで広げてもらうことをユーザーが望んでいるのかというのは、海外庁とのコミュニケーションですとかユーザーのコミュニケーションから多く情報が得られると思っております。今回の取組改善でかなり進んではいるんですけれ

ども、引き続き改善を加えながら取り組んでいただけたらと思っております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。仁科さん、どうぞ。

○仁科企画調査官 田沼委員、ありがとうございます。

私どもの取組の評価を頂きましたことに御礼申し上げます。御指摘のとおり、企業活動のグローバル化ですとか企業活動の変化が激しいということは私どもも認識しております。資料2から5にも記載させていただきましたとおり、例えば事業戦略対応まとめ審査のようなものを活用しながら企業の皆様の事業の実態や、ビジネスの実態を把握したりですとか、あるいは海外庁との協力関係も御指摘いただきましたとおり、意匠につきましても、ID5という形で5庁の枠組みができましたので、こういった枠組みを活用しつつ情報交換あるいは情報共有をしたりという取組を行っていきたいというふうに考えております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

長澤委員、どうぞ。

○長澤委員 私の方からは、今回の変更された箇所について気がついたところを3点ほど申し上げたいと思います。

まず、特許について、⑧番目の審査品質管理について新たな課題ということで、外国文献のサーチの充実ということと、それから、協議の充実によるばらつきの抑制ということと、適時適切な審査体制の整備という3点が挙げられております。この中でやはり一番我々企業にとって重要なのは、ばらつきの抑制ですが、これはもう浅見委員からも話が出ていますし、語り尽くされているところであると思います。企業や審判部や異議申立の結果等が参酌されて権利が安定していくことを非常に強く望んでおります。

また、外国文献のサーチはこれから外国で権利行使をする場合には非常に重要な項目であり、社内の調査会社の中でもできる限り重要な件は外国文献をサーチしていこうという取組をしておりますが、難しい面も多々あります。単純に分類やFターム系のものでサーチをしても、なかなか思ったものが出てこないというジレンマがあります。その辺りのノウハウの取得が困難な点については、恐らく特許庁さんでも同じような悩みを抱えていらっしゃると思いますので、情報交換ができればと思います。また、今はまだ我々の権利化部門に聞くと、外国文献が付く事例は全体の数%若しくは1割程度にとどまっているのではないかという指摘も受けてございます。今後その文献のサーチの手法が進む、若しくはそのような情報が流通することによってもっと充実した外国文献のサーチができるのでは

ないかと思うので、非常に期待しております。

次に、意匠についてですが、4月1日以降に改正した審査基準が適用されることになり、画像デザインやその創作性の審査について、非常に我々企業側としては注目しているところですが、しかしながら、既にJIPAなどを通じて審査基準のガイドラインの説明をされているようですが、どうもJIPAのメンバー若しくは今の社内のメンバー、他社の方に聞くと、いまひとつ法基準がまだ分からないという意見が多かったということ、少し頭に入れていただきたいと思います。

説明員の方が説明に来られているようですが、どちらかというと、そのガイドラインに書かれていることを説明されただけのようです。もちろん新しいものなので、ここに結論を出すようなことまでは言及しにくいと思いますが、今どのようなことを考えていらっしゃるかということでも示唆していただければ、今年の我々の意匠出願の業務にとっても非常にプラスになるのではないかと考えております。

最後に、全般的な話ですが、非常に努力していただいて、様々な指標を出していただいていることは、我々にとっては非常に分かりやすい面が多く、有り難いと思うのですが、やはり常に心配になるのは、どれか一つの評価項目にある程度集中して業務を行いますと、他の部分で弊害が出てしまうということです。中條委員が指摘になっている結果についてもそうだと思います。何かの結果があって、こういうアンケート結果が出ましたよというような成果報告をととても期待しているわけですが、その中でやはり結果がある一軸に偏ってしまった場合、別の側面でまた何か弊害が起こっているのではないかとということをできるだけ検証していただき、今後の指標の決定に反映させていただければというふうに思いました。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。仁科さん、どうぞ。

○仁科企画調査官 長澤委員、ありがとうございます。特許と意匠に御意見を頂いておりますけれども、全般的なところは私の方から回答させていただきたいと思います。

まず、評価の指標の考え方につきましては、後ほどの議題5のところでも御審議いただく予定でございますけれども、一つの指標だけにこだわった結果、ほかのところが落ちてしまうと、片手落ちになってしまうというようなことが起きてはいけないという御指摘であったかと思います。そういったことがないように、指標なり目標を設定するに当たりましては、そのせいで適正な審査に影響が出ないようなもの、そういったものを設定してい

かなければいけないというように考えておりまして、これにつきましては、慎重な対応なり検討が必要だと考えているところでございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。岩崎さん、どうぞ。

○岩崎調整課長 特許のところで外国文献サーチの充実のお話がありました。これは特許審査部の方で非常に重要な課題だと思っております、それぞれの技術単位ごとにどのような形でノウハウを集約できるのかというのは、正に検討しているところであります。

○相澤委員長 ありがとうございます。山田さん、どうぞ。

○山田意匠課長 画像デザインについてちょっとお話をいたします。

画像デザインは、今御紹介にあったとおり4月1日から受付開始をしていきまして、それで、これまでのものと違いまして、あらかじめ記録されたというところが少し緩和されていきます。これについて分かりにくいというところの御指摘を多数受けてございますし、これまでも説明会をしておりますけれども、その中で出てきている御意見若しくは御質問等にできる限り資料等を含めまして、特許庁からアナウンスして、もう少し分かりやすくしていこうと思っています。

また、これから審査を開始していくことになりますので、審査の過程において、我々が気がついた点につきましても、何らかの形をとりまして、業界団体の皆様方に御周知差し上げていきたいと思っておりますので、今後のちょっと活動を我々の方でも尽力していきたいと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。青木さん、よろしいですか。

中條委員、どうぞ。

○中條委員 資料6に基づいてコメントさせていただければと思います。特許、意匠、商標と共通する部分も多いので、申し訳ありませんが、特許を例に話をさせていただければと思います。

2ページ目の下から2つ目のところに私のコメントが書かれています。これは評価項目の⑧、⑨、⑩にかかわる部分なのですが、品質ポリシー、品質目標、改善活動、これらの関連を意識してほしいということです。もう少し言うと、評価項目の⑧のところでは分析、課題の抽出を行っています。例えば、ユーザー調査の結果をもとにいろんな分析を行うと多くの課題が出てくる。次に、それを集約して、組織全体として何をねらうかという品質ポリシー、目標を設定する。その目標を組織の階層に従って展開することで、それぞれの部署では特にこの結果を向上しないといけないということが明確になる。当該の結果を向

上するために、みんなでチームを編成しプロセスを改善して結果を得る。うまくいかなかったところについては分析、課題の抽出を経て次年度の品質ポリシー、目標につながっていく。こういう一連の活動が、改善と言っている取組です。

そういう意味では、ここでは①、⑧、⑨、⑩とばらばらに評価をしています、これらの項目の間のつながりを意識して取り組んでいただきたいと思います。特許、意匠、商標で若干進みぐあいが違うのですが、幾つかはそういうつながりが非常にうまくいっているところもあるし、それが切れてしまっているところもある。そんなつながり、サイクルを意識して取組を進めていただければと思います。これが1点目です。

2点目は、同じ2ページ目の真ん中ぐらいのところの評価項目⑦の一番下のところですが、品質検証については、検出すべき不適合をはっきりしてほしいということを書いています。不適合という言葉が分かりづらいかもしれませんが、これは登録してよい、これは登録しては駄目だという内部的な基準をお持ちになっていると思うのですが、その基準に合っていれば適合ですし、逆にそこからずれた判定をしていると不適合になります。その意味では、どのような不適合を防がないといけないのか、品質検証がこれらの不適合を検出するために有効に働いているのかという視点から品質検証を考えていただきたいと思います。

このような議論をすると、いやいや、自分たちが決めている基準が悪いかもしれないではないかという話が出てくるかもしれませんが、これは別の話として分けて考えた方がよいと思います。内的な基準のよしあしは外部的な視点で見ないとわからないので、先ほど出ていたようなユーザー調査とか審判部の判断という視点で見ていく必要があります。基準にどれだけ合っているかは合致の品質と言い、基準がニーズに合っているかどうかは狙いの品質と言っています。これらを区分けして考えていただければと思います。合致の品質の方は、自分たちで決めた内部基準との合致ですので、明確な評価が容易で、それに基づいて判断のばらつきを減らしていく活動ができると思います。一方、ねらいの品質は、ユーザー評価とか審判部の判断などをもとに議論することが必要になりますので、長期的に見ていかないといけないと思います。そういう切り分けをして取り組んでいただきたいと思います。

それから、1ページ目に戻っていただいて、上から五、六行目、評価項目の③のところに、教育・研修に力をいれてほしいという話を書いています。ここで気を付けていただきたいのは、品質管理の教育・研修をちゃんとやってほしいという意味だということです。

品質を改善していくとか、品質を計測するというのはどんなことなのか、そこを皆さんが理解し活動に取り組んでいけるようにいろんな教育、指導を行ってほしいということです。

以上、3点でございます。どうもありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございました。仁科さん、どうぞ。

○仁科企画調査官 中條委員、御指摘ありがとうございます。

まず、評価項目⑧について、分析をした上で、その結果をきちんと取組の目標に反映し、それを特許庁だけではなくて、各課のレベルにまで落として取組を行っていくべき、そのようなサイクルを意識すべきという御指摘を頂きました。私どもの方でも毎年業務計画を立てます際に品質管理の取組も立てまして、それを特許庁の特許なら特許の部門の各セクションに落としております。技術単位と呼んでいる部署に落とすような形で施策に取り組んでおりますけれども、その辺の説明が十分でないというところがあったかと思いますので、こういったところの委員の皆様への御説明につきましては、改善をしてみたいです。また、実際の取組としても、こういったことをしっかりやっていきたいと思っております。

次に、評価項目⑦について頂きました不適合に関しまして、しっかりとした基準を持つて行ふべきだという御指摘であったかと思えます。なかなか審査という判断業務につきましては、ゼロ、1での判断というのは難しいところでございますけれども、私どもも品質監査をさせていただく際には、品質監査のガイドラインというものを定めまして、監査をさせていただいております。その監査の結果、適合しないと思われるもの、すなわち不適合な案件につきましては、審査官にフィードバックをするというようなことを行っておりますので、こういった取組を継続していくことが必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございました。

中條委員、どうぞ。

○中條委員 補足ですが、活動の展開という意味では多分やっておられると思います。でも、その活動を何のためにやるのかといったときに、結果をよくするために活動をやっているはずですよ。ですから、そういう意味では、活動を展開するのではなくて、目標、すなわち結果として達成したいことを設定・展開する、展開された目標を目指してみんなが改善に取り組む、結果として達成できなかったことをもとに次年度の目標を立てるというこ

とが大切ということを理解してほしいと言っていると考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 中村です。3点ほどお話をさせていただきたいと思います。

一つ目は既に意見が出ておりますけれども、ユーザー評価についてです。これは前回の委員会でも発言させていただきましたけれども、やはり特許庁が提供なさっている行政サービスの中心は、出願を受けて、審査をして、特許なり登録なり拒絶なりという処分をするということだと思います。そうすると、そのサービスの品質というと、やはり審査の品質が非常に重要だということです。そうすると、その行政のサービスを受ける側、ユーザー側の評価、考え方というのがその品質、審査の品質の向上とか評価には非常に重要だということは前回もお話しさせていただきましたけれども、改めて強調させていただきたいと思います。それを前提に先ほど来、浅見委員なり小原委員からいろいろ御発言が出ておりますので、そういう御発言を参考にして、よりユーザー評価の精度を高めて、さらにそれを品質評価に反映していただきたいと思います。

これは誤解のないように申し上げておきますと、決して今やっているユーザー評価がよくないという話ではなくて、十分進んでいると思いますので、よりユーザーニーズを探りながら、いいユーザー評価をしていただいて、それを反映していただきたい、継続していただきたいという意見でございます。

次に、2点目ですけれども、評価項目の④です。審査実施体制ということで、先ほど資料5の御説明をいただいたときにありましたけれども、評価項目④については、平均値の評価が余りよくなくて、「概ね達成」というのが中心値だというお話がございました。私はもうちょっとよくて「良好」なのかなというふうに考えております。それは、結果からすると、審査も早くなっているし、その内容についてもユーザー評価を見ても一定のいい評価を得ているということですから、体制はそれなりにできているんだろうというふうに考えております。必ずしも外国と比べて何か体制が足りないということではないんじゃないかというふうに考えております。皆さんの御意見を聞きながらと思いますけれども、私はそういうふうに考えているという意見でございます。

三つ目は、評価項目の最後の⑪ですね。情報発信の点です。これは前回の評価のときよりも今年度は非常によく情報発信の活動をなさっていると。それはユーザーに対しての情

報発信もそうですし、外国の庁との情報交換等もかなり頻繁に行われていて、これは非常に高評価だと思うんですけれども、ここまでやる以上は、どういうターゲットにどういう情報を発信して、どういう反応が欲しいのかと。できればこういう評価、ちゃんとこういう反応を得たよというようなことまでできるのではないかと思います。是非、広報的な視点も含めて情報発信をいただければ、よりこの品質管理という活動が外からも評価されてよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。仁科さん、どうぞ。

○仁科企画調査官 中村委員、御指摘ありがとうございます。

今年の取組につきまして、評価を頂きましたことに御礼申し上げます。ユーザー評価につきましては、御指摘のとおり精度を高めるような方向でこれからも改善をしていきたいというふうに思っております。

また、審査体制につきましては、多くの委員の皆様から「概ね達成」という評価の中、中村委員から「良好」という評価を頂いているということで、こちらも御礼申し上げます。委員会としての取りまとめにつきましては、中央値をとらせていただいて「概ね達成」とさせていただいているところでございますので、御了承いただければと思います。

また、情報発信につきまして、ターゲットを定めた上で反応もしっかり把握するようということでございます。こちらは今回、必ずしも十分に御説明できていないところもあるかと思いますが、お示ししております資料1の中でも、特許につきましては、例えば「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」のようなものを国際会議で説明させていただいて、非常に好評を得たということも御紹介させていただいているところでございます。そういった形で、国際会議等で情報発信を行った結果につきましては、皆様に御提示する資料の中でも明確化しつつ、我々としても戦略を持って情報発信をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。各委員から、御意見等を頂きましたけれども、何かありますか。よろしいですか。

岩崎さん、山田さん、青木さん、よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、各委員から頂きました評価、改善提言につきまして、本日議論をいただいた内容を踏まえまして、報告書を修正いたしまして、後日、事務

局から各委員に確認をさせていただきたいと思います。

(4) 品質目標の海外調査結果報告について

○相澤委員長 議題の四つ目、品質目標の海外調査報告について事務局から説明をお願いします。

○仁科企画調査官 昨年度、こちらの小委員会から、海外調査をしっかり行うべしという御提言を頂いたところでございます。「審査の質を評価するために用いることができ、かつ、適切な審査を妨げることがないような定量的な評価指標について、海外特許庁の状況も勘案しつつ、調査・検討を通じ、今後も慎重な議論を行うことが好ましい」というように報告書に書かれております。これを受けまして、前回の中間評価でも予告をさせていただきましており、品質目標に関する海外調査を行わせていただきましたので、その概略につきまして私の方から報告させていただきたいと思います。

なお、こちらの報告につきましては、評価の対象ではございませんので、御審議という形にはいたしません。今後特許庁において品質目標の設定等を検討するに当たりまして、何か御助言いただけることがあれば、私からの報告の後に頂戴できればと思っております。

皆様のお手元にお配りしております資料7を御参照いただけますでしょうか。

資料7が海外調査の結果をまとめたものでございます。1ページ目から特許の説明が始まっております。特許につきましては、24の海外知的財産庁に調査をしまして、その結果、回答が得られなかった庁が6庁、目標が設定されていない庁が1庁、設定はされているが公開しないところが7庁、目標を公開しているところが10庁でございました。また、審査の質についての目標の設定に関しまして、指標に基づいて行っていることが特定できました5庁のうち、全ての庁が審査に着手するまでの期間といった、期間を指標として使っていることが判明しております。

今御覧いただいております第1ページ目に特許の総括表を提示しておりますけれども、こちらは日本国からの出願の特許件数が多い順に上から外国庁を掲載しております。比較的日本の出願人が権利化を進めていると考えられます5庁の結果につきまして御説明させていただきます。

資料をめくっていただきまして、3ページ目のところから米国特許商標庁の説明が始まっております。

米国特許商標庁、USPTOと呼んでおりますけれども、品質目標につきましては、今御覧いただいておりますページ中にUSPTOのウェブサイトに掲載されたメーターみたいなものが表示されていますが、これを特許ダッシュボードというふうと呼んでおりまして、USPTOからはこちらに開示されていますという旨の回答を頂いております。このダッシュボードの中には、「ファーストアクションまでの平均係属期間」、「平均総合係属期間」、「特許出願滞貨件数」、あと「継続請求滞貨件数」、そして、「特許品質複合スコア」というこの5つの指標が掲載されております。

このうち複合スコアにつきましては、5ページ目を御覧いただきますと、中段より下の方に説明が始まって、6ページ目のところに説明が続いております。こちらにつきましては、品質の状態を正しく反映するものになっていないおそれがあるというようにUSPTOが判断しているようでございまして、2016年度から廃止をする方向で検討が進められているようでございます。

次に、7ページ目を御覧ください。こちらは中国の特許庁の状況についてまとめてございます。

中国の特許庁SIPOから、品質目標の開示先としまして、中国特許庁のニュースというものを提示されまして、そのニューズペーパーを見るようにということで説明を受けましたが、そのニューズペーパーの中には審査の質に関する目標の具体的な記載は見つけれられておりません。ただ、中国の特許法に相当します専利法の中に、「客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する特許出願及び請求を処理しなければならない。」と記載されていること、これだけですけれども、一応確認はできているところでございます。

次の8ページ目を御覧いただきたいと思います。

8ページ目、これは欧州特許庁、EPOと言っておりますけれども、欧州特許庁からの回答の結果をまとめさせていただいております。EPOからは品質目標というのは一応持っているものの、公開はしていないという回答を得ております。また、EPOからは、「品質目標は長官が決定するものの、EPO内部での目標であり、公表はしておらず、外部へ公表する必要性は低いというふうに考えている。ユーザーの要求に対する成果は出していくけれども、その具体的な内容の目標や施策の全てを公開するわけではない。」という回答を得ているところでございます。

次に、5庁の最後になります韓国特許庁、10ページ目を御覧ください。

韓国特許庁につきましては、回答結果のところの冒頭に書いてございますとおり、品質目標の有無につきましては、回答を得ることができない状況でございます。

引き続きまして、意匠の結果を御覧いただきたいと思います。ページ番号で申し上げますと、17ページでございます。

意匠につきましては、特許より一つ少ない23の海外知的財産庁に調査を行いまして、その結果、回答が得られなかった庁は5庁、目標が設定されていないところが3庁、設定はされているが公開はしないというところが8庁、目標を公開しているところが7庁ございました。また、審査の質に関して目標を設定しているかどうかというところにつきまして確認したところ、指標に基づいて行っていることが特定できた5庁のうち、全ての庁が審査に着手するまでの期間など、期間を指標として用いていることが分かっております。

今御覧をいただいております17ページ目の意匠の一覧でございますが、最初の方にID 5、すなわち意匠5庁を掲載しまして、その意匠5庁の中でもまず審査国でありますアメリカと韓国を最初に掲載し、その後に無審査国となります中国と欧州、OHIMというふうに呼んでおりますけれども、その機関の状況を掲載しております。それ以降に実体審査国であります5庁以外の7か国、さらにページをまたぎまして、方式審査のみを実施する12か国を日本国籍の出願人からの意匠出願件数が多い順に記載をしております。こちらにつきましても、特許と同様に5庁についての調査結果の概要を報告させていただきます。

19ページを御覧ください。

こちらにつきましては、先ほど御覧いただいたダッシュボードとよく似たものが掲載されておりますけれども、米国特許商標庁の回答結果に基づいて作成したものでございます。

実体審査は、USPTOでは意匠につきましても行っておりますけれども、品質管理につきましては、意匠独自の体制があるわけではありまして、特許の品質管理と同じ枠組みで実施しているという回答が得られております。品質目標につきましては、特許と同様、USPTOのウェブサイトにあります特許ダッシュボードに開示されておりますけれども、意匠に関しましては、先ほどの特許と若干違いまして、「特許品質複合スコア」のみが開示されているという状況でございます。特許と同様に、この複合スコアにつきましては、この資料の21ページ目にも記載しましたとおり、品質状態を正しく反映するものとはなっていないおそれがあるとしまして、2016年度から廃止する方向で検討が進められているという回答を得ているところでございます。

17ページ目の一覧に戻っていただきまして、韓国特許庁、一覧表の上から2番目ござ

いますが、韓国特許庁でも意匠につきましては実体審査を行っておりますけれども、こちらからは品質目標がないという回答を得ているところでございます。

また、中国特許庁、S I P Oでございますが、こちらは無審査国でございますけれども、先ほどの特許の場合と同様、同特許庁が出しておりますニュースペーパーに品質目標については開示されていますという回答が得られておりますものの、そのニュースペーパーを確認しましても、品質目標は見当たらないという状況でございます。

その次に、欧州共同体商標意匠庁、O H I Mと呼んでおりますが、こちらは無審査の機関でございます、方式審査のみで登録になる機関でございますが、品質目標は公開されているところでございます。出願日から登録までの期間が公開されるという形になっております。

今御覧いただいております資料の26ページ目を御覧いただきますと、下の方に「審査適正」と書いてありまして、さらに「登録品質」というふうに書いてある項目がございます。一応こちらは審査の品質に関する指標であるというふうに理解されるところでありますが、先ほども御説明しましたとおり、O H I Mにつきましては、方式審査のみが行われておりまして、意匠に関する実体審査が行われておりませんので、実体審査の質を表す指標ではないというふうに考えております。

なお、このO H I Mという機関でございますけれども、3月23日付で名称が変更になっておりまして、欧州連合知的財産庁となっております。E U I P Oという略称のようでございますけれども、調査しました段階ではO H I Mでございましたので、この報告書の中ではO H I Mという名称を使わせていただいております。

続きまして、商標に関する調査結果でございます。30ページ目を御覧ください。

商標につきましても、意匠と同様、23の海外の知的財産庁につきまして調査をいたしました。その結果、回答が得られなかった庁が4庁、目標が設定されていないという庁は5庁、設定はされているが公開しないというところが7庁、目標を公開しているというところが7庁でした。また、その審査の質に関しまして目標設定しているというところを調べましたところ、指標に基づいて行っていることが特定できました11庁のうち、全ての庁が審査に着手するまでの期間等、期間を指標としているということも分かっております。

なお、一部の庁には適合率等の審査の質と関連すると思われる指標を挙げている庁はございましたが、その適合率の具体的な算出方法ですとか、何が適合か不適合かというところにつきましての開示はないという状況でございます、具体的な算出の形態等は確認で

きていない状況でございます。

今御覧いただいております商標の総括表につきましては、上から順番に商標五庁会合に
関係する四つの機関を米欧中韓の順に掲載しているところでございます。先ほどの特許と
意匠と同様、その5庁につきまして概要を簡単に御説明させていただきます。

資料の32ページ目を御覧ください。

こちらは米国特許商標庁、USPTOにおけるウェブサイトで公開されていた商標
ダッシュボードというふうに呼ばれているものでございます。こちらの中には、「ファース
トアクションまでの平均係属期間」、「平均総合係属期間」、「ファーストアクションの
質」、そして「査定の質」という四つが掲載されております。また、特許の品質目標とは
異なりまして、「継続審査請求に関する滞貨件数」、また、「特許品質複合スコア」に相当
するものはない状況でございます。

次に、35ページ目を御覧ください。こちらが欧州共同体商標意匠庁、OHIMに関する
結果でございます。

こちらにつきましては、商標審査の品質目標が公開されております。OHIMでは庁全
体の長期戦略プランに沿う形で全体の基本方針に当たるOHIM統合管理システムポリシ
ーと、さらに品質目標が設定されておまして、これに基づきまして品質管理が運営され
ているところでございます。OHIMにつきましては、審査の質について目標設定、それ
に加えまして適時性、これは審査の期間ですけれども、それに関する指標も使われている
ところでございます。

次に、37ページ目を御覧ください。

ほとんどこれは記載がない状況でございますが、中国では、商標審査に関しましては、
特許庁とは別の機関であります国家工商行政管理総局商標局というところが審査を行って
おります。こちらからは回答は得られておらず、こちらのウェブサイトの方も確認いたし
ましたが、品質目標に関する情報は確認できおりません。

次に、38ページ目を御覧ください。

韓国特許庁からは、特許と意匠とは異なりまして、商標につきましては、品質目標があ
るという回答が得られております。これに基づきまして調査しましたところ、韓国特許庁
が発行します「2015年度業績管理実施計画」におきまして、韓国特許庁において六つの戦
略目標とそれに対応する施策というものが示しておまして、適時性に関する指標ですと
か審査の質に関する指標も目標設定がされているというところが確認できたところでござ

います。

ただ、韓国特許庁につきましても、審査の質に関する指標について具体的にどういった基準で、どういった算出方法に基づく指標の算出が行われているかというところにつきましては、確認ができていないという状況でございます。

以上をまとめますと、海外調査の結果、審査の質についての目標を設定していないという庁は限定的であることが確認できました。ただ、目標を公開している庁は非常に限られておりまして、また、目標として数値目標を設定している国の多くは、審査の期間を指標として挙げていることが判明いたしました。この審査の期間につきましては、我が国特許庁におきましても、一次審査通知までの期間ですとか、あるいは権利化までの期間を目標として定めているところでございます。

今回は、ある意味安直に、昨年の皆様の御提言に基づきまして、海外の特許庁の調査結果に基づいて審査の内容面から質を測定するような指標がないかというような、解を求めようとしたわけでございますが、安直さが裏目に出たのか、その解は見つからないような状況でございました。また、ヒアリングの結果を総合しますと、海外庁においても審査の質に関する指標の設定ですとか公表ということに関しましては、苦慮されている状況がわかりました。

以上、私の方から概要報告を終わらせていただきます。

○相澤委員長 事務局からの説明がありましたように、海外調査報告については評価の対象ではありませんが、報告書には掲載する方向で考えています。品質目標に関する特許庁の今後の検討に当たって留意すべき等、その他御意見がございましたら頂ければと思います。いかがですか。

海外調査報告については、よろしいですか。

(5) 平成27年度審査品質管理小委員会報告書(案)について

○相澤委員長 それでは、平成27年度審査品質管理小委員会報告書(案)について御議論いただきたいと思います。資料について事務局から説明をお願いします。

○仁科企画調査官 幾つも資料を参照いただきまして恐縮ですけれども、次に、資料8を御覧いただければと思います。こちら紙で御用意させていただいております。

表紙をめくっていただきますと、まず「はじめに」という記載がございます。こちらに

つきましては、事前に委員の皆様から頂戴しました御意見の内容を反映させていただいております。

次に、IVページに記載されました目次を御覧いただけますでしょうか。目次から報告書の構成につきまして説明をさせていただきます。

まず、見出しⅠのところ、審査品質管理の取組状況でございますが、こちらは委員の皆様へ提示をさせていただいております資料1に基づきまして、作成をさせていただいております。ただ、資料1は特許庁側で作成した資料という形になっておりますが、こちらの報告書は委員会の方で作成という形になっておりますので、能動的な記載を受動的に改めるといったような記載の若干の修正はさせていただいております。昨年の報告書ですと、この後に評価基準ですとか評価項目の取りまとめの経緯等を記載しておりましたけれども、今年度につきましては、評価項目・評価基準は所与のものとなっておりますので、経緯等については報告書に記載しておりません。

引き続きまして、見出しⅡのところが品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果を掲載してございます。14ページ目以降になります。こちらは先ほど御確認いただきました資料5に基づきまして、作成しております。

その次、見出しⅢのところでございますが、こちらで品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言をまとめさせていただいております。

25ページ目まで飛んでいただいてよろしいでしょうか。

先ほど、資料6にて各委員の皆様から頂きました改善提言を御紹介させていただいたところですが、こちらの委員会の取りまとめにつきましては、以下のような方針で事務局の方でさせていただきました。

まず、複数の委員の皆様から頂きました御提言につきましては、優先的に掲載するようにさせていただいております。また、資料6の中で頂きました御提言の中で、具体的な改善のための手段を御提示いただいている委員の方もいらっしゃいましたが、具体化の手段につきましては、こちらの取りまとめの中では省略をさせていただいております。また、資料5で御確認いただきました評価の結果で「極めて良好」となっていない項目につきましても、優先的にこちらの改善提言の方に掲載をするという形で取りまとめております。

昨年の報告書の取りまとめの際には、先ほど御覧いただいた資料6に相当する個々の委員の皆様の提言を並べて併記するという形で、委員会の提言の取りまとめさせていただきました。その際には具体的な手段も含めまして掲載をさせていただきましたので、例えば、

形式的な瑕疵（かし）に関しましてチェックツールをちゃんと設けたらいいですとか、あるいは決裁のためのガイドラインを設けたらいいですとか、登録調査機関に関する評価をしっかりとすべきですとか、かなり具体的な取組の項目を挙げていただいたところです。

ところが、今回、委員の皆様から評価の中で頂いた御意見を拝見しますと、取組の必要性というものが十分に説明できていないのではないかと御指摘を頂いたりですとか、あるいは取組の目的と効果の関係が今一つ十分取れていないのではないのではないかと御指摘を頂いたりしたこともございまして、あまり細かく改善提言を載せるというよりは、委員の皆様の御提言の内容を上位概念的に捉え、それに対して来年度の取組を行うことが適切ではないかと考えてまとめさせていただいております。

25ページ目のところ、まず、特許について記載してございますが、（１）では評価項目④の審査実施体制と評価項目⑤の品質管理体制についてまとめさせていただいております。こちらにつきましては、必要な審査官数の確保に不断に努めまして、品質管理体制をさらに先駆的なものにするように目指すことが好ましいという形でまとめさせていただいております。

（２）の評価項目⑥、品質向上のための取組に関するものにつきましては、審査の質の向上のために、先行技術調査のさらなる充実ですとか、あるいは特許性の適切な判断のための協議のより一層の充実を図ることが好ましいという形でまとめさせていただいております。

評価項目⑦、品質の検証のための取組につきましては、私どもで行っております品質監査ですとか、あるいはユーザーニーズの把握というものにつきまして、より品質を検証するための仕組みを充実させる方向で行っていくことが好ましいという形でまとめさせていただいております。

（４）の評価項目⑧、⑨、⑩に関する提言でございますが、これも委員の皆様からいろんな表現で改善の御提言を頂いているところでございますが、要は品質管理の取組の目的と効果との関係をしっかりと把握した上で、継続的改善を行っていくべきという御提言であると理解をいたしまして、そういった形でまとめさせていただいております。

その次、めくっていただきまして、26ページ目でございます。

こちらも基本的に特許と同じところは省略をさせていただきますが、意匠の（１）のところ、評価項目④、⑤のところでございますけれども、意匠につきましては、品質管理体制につきまして、さらに強化を行うことが望ましいという形にさせていただいております。

また、(3) の評価項目⑦、品質の検証のための取組につきましては、国際意匠登録出願の審査ですとか、あるいは画像を含む意匠に関する審査基準の改訂に対応しました品質監査と品質管理の取組の充実を図ることが好ましいというところが特出しになっております。

また、(5) としまして評価項目⑪のところ、審査の質向上に関する取組の情報発信のところでございますが、意匠につきましては、特許、商標と比べまして、もう少しその情報発信をしっかりすべきではないかという御意見を委員の方から多く頂いておりますので、品質管理の取組の国際的な発信と、さらに、海外の状況に関する情報収集を進めるということで、海外庁との協力関係の構築を図ることが好ましいというふうにまとめさせていただいております。

次に、商標でございます。

商標につきましては、(1) のところ、評価項目④、⑤の審査体制と品質管理体制に関するところで、まず、新しいタイプの商標の審査というところが商標はまだ取り組んでいるところでございますので、この新しいタイプの商標審査を含め、審査体制の充実を図るというところを一つ記載させていただいております。また、品質管理体制につきましても、国際的に遜色のないものというふうに記載をさせていただいております。

ただ、申し訳ございませんが、これは事務局の編集の誤りでございまして、先ほど御確認いただきましたとおり、商標につきましては、品質管理体制につきまして「良好」という評価を頂いておりますので、「良好」ですと、評価基準上は「国際的に遜色のない」という状況かというふうに理解されますので、こちらにつきましては、さらに国際的に遜色のないものから進んで、特許と同様、更に先駆的にすることが望ましいという形に修正するのが適当かと思っております。

その裏側のページ、28ページ目でございます。こちらは審査の質を評価するための指標につきまして、特出しでまとめさせていただいております。これは昨年度の報告書でもこういう形でまとめさせていただいております。

まず、冒頭に記載の審査の質の管理を行うに当たって、質に関する目標を設定することが望まれると記載しております。こちらの記載につきましては、昨年の報告書の御提言を受けまして策定した、審査において取り組むべき事項の中でも記載をさせていただいている表現でございます。

ただ、先ほど私の方から報告をさせていただきましたとおり、昨年度の提言を受けまし

て海外調査を行いましたところ、指標に基づいた審査の質の目標設定は、審査の期間に係るものを除きまして、多くの特許庁において設定されていない若しくは公表されていないということが判明しております。また、審査の質そのものを評価できるような明確な指標も、見つけられないという結果でございました。こういった結果を踏まえまして、目標の設定をすること自体は重要だというふうに認識しておりますが、審査の質に関連すると考えられる指標、これは委員の皆様にも御審議に当たりまして、いろんな指標を私どもから提示させていただいておりますが、こういった指標につきまして、適切な審査を妨げることがないように、特許庁内部の品質検証のための取組の中で今後も活用していくことが好ましいという形でまとめさせていただいております。

こちらのまとめにつきましては、御意見を頂ければと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

事務局から説明のありました報告書（案）についての御意見をお願いします。

浅見委員、どうぞ。

○浅見委員 資料7の海外調査のところも含めてコメントしたいのですが、海外調査の結果、品質についての数値目標を作るのが難しいということについては、予想どおりというところもありますが、理解いたしました。

EPOは一般的に審査の質は高いと言われていますが、EPOでは品質管理の手法は開示しないで、審査の結果が全てだということかと思います。そういった考え方もあるとは思いますが、日本のようにこういった形で委員会を設けて、品質管理の手法やその結果を示してユーザーとともに改善していこうというやり方は高く評価すべきものと思っております。まだ発展途上というところはあるかもしれませんが、是非こういった日本の品質管理の手法を海外庁、例えばアジアの特許庁などにも示していただいて、他国の特許庁の品質も上げていただくように、情報発信をしていただきたいと思います。

次に、改善提言ですが、丸めて書かれているという感じがしておりまして、例えば25ページの特許のところで、二つほど、可能であれば御検討いただければというところがございます。

一つは評価項目⑥の品質向上のための取組に関する点ですが、資料6に各委員のコメントが載っていますが、異議申立や無効審判の結果を利用してサーチの改善のための手法を検討することが好ましいと書かせていただきました。長澤委員は審判からのフィードバックに対する仕組みを明確化させることが好ましいと書かれていますので、2人から意見が

あると読めると思います。ですので、審判との情報共有といったことも入れていただけるといいのではないかと思います。

もう一つですが、次の評価項目⑦のところも一般的に書けば、25ページのような書き方になると思いますが、品質監査の拡大というのを私が書いていて、長澤委員も品質管理室でサンプルチェック件数を増やすことが好ましいと書かれているわけです。ですので、品質監査の件数の拡大といったようなことがわかるような表現としていただけないかという点を要望いたします。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

長澤委員、どうぞ。

○長澤委員 これを見たときに、まとめたらこうなるのだろうなと思ってしていました。何かを反映させるにしても、個別の委員の意見がここに載るというのもなかなか難しいのだろうと思いますが、例えば方向性がもう少し分かるように書いてあると、この25、26、27ページというのがもう少し分かりやすくなるのではないかと感じました。また、先ほど仁科さんの方から特許と商標がほとんど同じという印象を受けるというような発言があったかと思いますが、私もやはりよく似た感じになったなと思います。ただ、我々の意見自体は別途載っているもので、それほど気にはしていませんでした。

○相澤委員長 ありがとうございます。

中條委員、どうぞ。

○中條委員 25ページとか26ページ、27ページのところなのですが、25ページの一番下の(4)と書いてあるところです。「品質管理の取組の目的と効果との関係を確認しつつ」と書いてあって、うーんと悩んでしまいました。一般的に、効果というのは目的に対して実際得られた結果がどうだというのが効果です。だから、目的と効果の関係を確認しというのは論理的におかしいと思います。書かれるなら、「目的と得られた結果の関係を確認し」または「品質管理の取組と効果との関係を確認し」とされるのがよいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

竹本委員、どうぞ。

○竹本委員 どうもありがとうございます。評価項目⑪、外部発信ですけれども、長官を初め幹部の方々に様々な場面で海外及びいろいろユーザーの御意見もお聞きいただいて、非常に有り難いと思っています。そういう意味では、今回意匠のところしか改善提言

が出ていないのですが、あえて特許、商標を除いておられるのはもったいないような気がして、それぞれ追加いただくといいのではないかというふうに思いました。

○相澤委員長　ありがとうございました。

飯村委員、どうぞ。

○飯村委員　意見ではなく感想ですが、海外調査結果の御報告では、指標を掲げている国が意外に少ないという印象を受けました。一般的な意味で、品質が確保されている国は、少なくないと思われますが、そのような国で、同じような管理手法が採用されているかにつきましては、必ずしもそうでもないようです。指標を使って品質管理をするという手法自体が否定されるべきものではないと思われます。他方、品質管理という方法自体に、何かデメリットがあるのかどうかをディスカッションすることは有益であるように感じます。品質管理について、日本で実施している手法が、どのように将来につながっていくのか、外国の反応がどのようなものであるか等も併せて調べてみる必要もあろうかと思われました。

以上でございます。

○相澤委員長　ありがとうございました。

小原委員、どうぞ。

○小原委員　これに関して異議ということではないんですけれども、確かに丸められていて、例えば特許の（１）について国際的に遜色のない品質管理体制を更に先駆的なものにとすることで、それは商標とほぼ同じ記載になっております。ただ、実際には特許についてはアウトソーシングしておりまして、登録調査機関を使っているその状態での審査官の不足数というのと、商標はまだそういうことではないと思いますので、そういうときの審査官の不足数というのはやはりちょっと違いがあるのではないかと。細かく書くと、本質が見えないということはあるかもしれませんが、特許、意匠、商標で少し比較して違いが明確に出せると、よりよいのかなと思いました。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

田沼委員、どうぞ。

○田沼委員　浅見委員からのお話にもあったんですけれども、日本の品質管理の手法を今すぐに公開するのは適切ではないかもしれませんが、これだけ検討して取組も進んでいる品質管理の手法を何らかの形で品質管理が十分でない国に日本がリードするような形で伝

えていくというような活動をしていただけたらなというふうに思っております。公開するかどうかは、メリット、デメリットもあると思いますので、そこは別途御検討いたしまして、これから品質を向上させるような国に対しては、日本の手法を伝えていただけたらというふうに思っております。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

中村委員、どうぞ。

○中村委員　先ほど来御意見が出ているように、改善提言については全体をまとめてということなので、随分丸まっているようです。私個人としては先ほど発言したように、評価項目④の審査実施体制はかなり充実している方だと思いますし、評価項目の⑩の情報発信はターゲットを絞って広報的な視点でやっていただきたいというふうに考えていますけれども、まとめはこれで結構です。あと一つ確認です。先ほど小原委員から御発言のあった商標の審査はアウトソースをしていないという話でしたけれども、それは一部はしているという理解でよろしいでしょうか。

○相澤委員長　ありがとうございました。

それでは、御質問を含めて、お答えいただきたいと思います。

仁科さん、どうぞ。

○仁科企画調査官　委員の皆様、御指摘ありがとうございます。

少し事務局の方でまとめ過ぎという御指摘もありまして、そういった感は若干なきにしもあらずかとは思いますが、審判との意見交換に関しましては、浅見委員をはじめ、長澤委員からも御指摘いただいておりますし、先ほどの議題2、3の議論の中でも同様な御指摘を他の委員からも頂いております。その審判との意見交換に関する項目につきましては、審判の独立性というところが極めて重要なところでございますので、そこは留意した上でしっかりやっていくというところは、こちらの提言の中に盛り込ませていただいた方がよろしいかなと思っております。それでよろしいでしょうか。

その次に、何人かの委員の方から御指摘がありました特許と商標について、情報発信の項目がないではないかという御指摘でございます。これも非常に重要な視点かと思えます。日本の品質管理手法を海外にちゃんと示すということが重要ではないかという御指摘を浅見委員、竹本委員、田沼委員から頂いたところでございますので、先ほど私から取りまとめの方針について申し上げましたとおり、複数の委員から御提言頂きましたものについて

掲載するという考え方からいきますと、これも挙げるべきかと考えております。

あと、小原委員から頂きました体制のところにつきまして、特許と商標のあたりに少し差を出ないかというところでございますけれども、今のものでも、表現ぶりとしては、審査体制のところについては、差は出しているつもりでございます。これは品質管理体制のところも差を付けた方がいいということでしょうか。

○相澤委員長 小原委員、どうぞ。

○小原委員 アウトソーシングをしているかどうかの点で私の認識が間違っているかもしれませんが、例えば纏めるときにも少し特許、意匠、商標らしさが出ているとよいのかなと思いました。その一例として、審査の不足といっても特許と商標では審査体制が異なるので同じように考えるべきではないのかなということでした。

○相澤委員長 青木さん、どうぞ。

○青木商標課長 商標のアウトソーシングについては、特許のような指定調査機関を利用するというものはございませんが、一般競争入札や、公募を通じて様々な外注を実施しております。例えば、文字商標の識別力に関する調査、図形商標の先行調査、あるいは商品・役務についての表示に関する調査等従来より外注を利用しております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

仁科さん、どうぞ。

○仁科企画調査官 中條委員から頂きました特許、意匠、商標の（４）のまとめのところにつきまして、効果という言葉が適切ではないのではないかという御指摘を受けました。これにつきましては、趣旨は中條先生から御説明いただきました取組の目的と取組を行って得られる結果とをちゃんと明らかにするという趣旨で書いておりましたので、表現ぶりにつきましては、そういった方向で直させていただきたいというふうに考えております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

青木さん、どうぞ。

○青木商標課長 竹本委員から御指摘いただいた商標の海外への情報発信についてですが、新商標の国際的な運用の調和について、我々は新商標を導入し、審査基準も定めまして、例えばTM5ですとか、あるいは韓国、台湾といった個別の国と地域のバイラテルな協議で新商標の実際の運用、審査基準についての様々な意見交換、協議を実施しております。先週も韓国において、新商標担当の専門家による協議というのを実施してございます。

また、WIPOの場合でも、この度日本はシンガポール条約に加入しましたがけれども、シ

ンガポール条約の中には、新商標の特定方法に関する規則があり、日本はその国際調和を図る取組に積極的に参加して、日本の運用や審査基準を国際調和に役立てられるように積極的に情報発信していきたいと考えてございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

仁科さん、どうぞ。

○仁科企画調査官 すみません、あと1点確認が漏れておりました。浅見委員から御指摘いただきました品質監査の拡大というところの記載でございますけれども、特許について記載する25ページ目のところに「品質監査とユーザーニーズの把握等を通じた品質を検証するための仕組みの充実」と書いてございまして、品質監査も「充実」という記載ぶりでは書かせていただいたつもりですけれども、もう少しサンプル数だとかを明確にした方がいいという御趣旨でしょうか。

○浅見委員 そういうことではありませんが、品質監査とユーザーニーズの把握とを一緒に書いてしまうと、並びとして悪いのではないかという感じがします。ですから、少なくとも品質監査のさらなる充実ということを明確化して書いていただいて、ユーザーニーズを別の項目として書いていただいたほうが理解しやすいですし、実際にやっていらっしゃることに合っているのではないかと思います。

○相澤委員長 仁科さん、どうぞ。

○仁科企画調査官 ありがとうございます。御指摘のとおり、品質監査とユーザーニーズの把握は別の取組として行っている事項でございますので、それぞれの取組を充実するという観点で記載を分けるようにしたいと思います。ありがとうございました。

○相澤委員長 ありがとうございます。まだ、御意見があらうかと思いますが、事務局に御連絡を頂ければと思います。

本日、各委員から頂きました御意見あるいはさらに寄せられました御意見につきましては、事務局と協議をした上、修正したいと思います。ここからの修正作業につきましては、委員長に一任をさせていただきまして、修正結果については皆様各位に御報告をさせていただくという形にしたいと思います。御異議はございませんか。

ありがとうございます。

それでは、ここからの作業は相澤と事務局の方でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

特許庁における審査品質管理というものは現在も進められておりまして、これにつつま

しては、本日委員として出られていらっしゃいます出願人である企業の方々あるいは代理人である弁理士の方々の御協力というものは欠かせないところであると思っております。各位の御協力によりまして、これからも審査の品質が向上していくよう期待しています。

本日、予定していた議事はこれまでです。本年度の審査品質管理小委員会をこれにて閉会させていただきたいと思います。

最後に伊藤長官から一言御挨拶を頂きたいと思います。

○伊藤長官 昨年に引き続いて集中的な議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

先ほども、事務局から海外の品質に係る取組の紹介、調査結果の報告がありました。主要国でも品質が大事だと言っており、EPOの長官も「Quality is our top priority」と言っています。しかし、実務において何をするかというと、難しいテーマなのだろうと思います。ある意味ではスローガン止まりで、そこから先にまだ進んでいない部分もあると思います。その中で、日本はこのような外部有識者の委員会を設けたり、庁の中でも具体的な取組をしたりして、一歩前へ出られたのではないかと自負しております。

一方、このような委員会を開催する意味というのは、役所というのは海外もそうだけれども、どうしても独りよがりになっていくようなところがあり、外からの視点をいかに取り入れていくのが重要です。さらに、特許、意匠、商標の審査は、行政サービスですから、ユーザーの声というものに耳を傾けざるを得ない分野であります。

我々は、質とスピードとを分けて目標としていますが、先ほどの海外調査では、そこを一緒にして定義しているところ、あるいはスピードの方を中身として重視しているところがあったのも、新鮮でした。我々としては、当面はそれぞれ分けて、世界最速で最高品質を目指して、実現していくという目標を掲げて進めてまいります。

スピードというのはメジャーラブルというか、分かりやすいのですが、品質は物さしを作りにくい。一個一個の判断、一個一個の審査というものの積み重ねがあり、それら一つ一つが総体としてより良いものになっていると評価できるのか。これは審査官ひとりひとりの判断に帰着するわけですが、全体としては組織で仕事をしているわけです。こうしたプロセスを外部の声を踏まえてチェックする。庁の中でもチェックする。そういったフィードバックをする仕組みを現場でどう作り込んでいくのか。こういう作業が品質の向上というところで、我々が行わなければならないコアではないかと思います。

ユーザーのアンケートを聞く、いろんな人と個別面談を行う、あるいは審判、異議申立、

そういったものからフィードバックをもらうことを通じて、先ほどもお話にありましたように、何でもこういう判断になったんだというところを解析していった、それをまたフィードバックして一般化していく。このようにいろんなところにPDCAのサイクルが、たくさんさんの輪がいっぱいできてくるということ、それができる大きな枠組みを用意すると。こういったような形を作るのが、当面やっていくことかと思っています。

ASEANの各国特許庁の特許の審査基準、マニュアルというものの整備への協力を進めていこうと考えておりますが、ASEANの特許庁の中には、審査基準とか審査ガイドラインがない国もあります。まず、そういうところから準備をする国もあります。その上でこういう一個一個の審査がどのようにユーザーから評価され、あるいは評価されなかった場合にどのようにフィードバックしてよりよくしていくかという仕組みは、正にノウハウだと思います。委員の方がおっしゃられたように、海外にも堂々というふうにする、といいんだというふうに言えるようにする。それが日本のユーザーのみならず外国のユーザーからも評価されると、こういう方向に是非進めていきたいと思っております。

今年度、2回にわたり審議をしていただきましたけれども、引き続き先生方の御協力をお願いしたいと思います。相澤先生も本当にありがとうございました。

○相澤委員長　ありがとうございました。

それでは、今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

○仁科企画調査官　皆様、御審議ありがとうございました。本日の議論を踏まえまして、先ほど委員長からもお話しありましたとおり、報告書につきましては、事務局から委員長に御相談をさせていただきまして、その結果を来月にも委員の皆様へ御報告させていただきます、御確認いただく予定でございます。

また、今年度の御審議によりまして、昨年度からの改善状況について評価を頂く評価項目の⑨、⑩番を含めまして、全ての評価項目につきまして一通り御審議いただいたという形になります。ありがとうございました。

来年度の品質管理小委員会の進め方及びスケジュールにつきましては、現時点未定でございますので、事務局内で検討させていただきまして、その結果を委員の皆様へ御連絡させていただきますようにいたします。

資料の5と6につきましては、今日お示しした資料をもちまして公表させていただくようにしたいと思っております。

なお、お手元の資料でございますけれども、お荷物になるようであれば、机の上に置いて

ていただければ、後日郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○相澤委員長 以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会平成27年度第2回審査品質管理小委員会を閉会いたします。

本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会